

## SI - Drone School 約款

### (契約の成立)

第1条 受講申請者（以下「受講者」という）は、申し込みの内容及びこの約款（以下「本約款」という）以下の条項を承認のうえ株式会社日本 SI 研究所が運営し、無人航空機（以下「ドローン」という）の操縦を教授する SI - Drone School（以下「当スクール」という）に対し、受講の申し込みを行うものとします。当スクールが審査の上これを承諾したときに受講契約が成立するものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、次に定める事由に該当するときは前項に加え各要件を満たすことも条件として受講契約が成立するものとします。
  - 1) 受講条件のある講座において当該条件を満たしていること。
  - 2) 受講目的が当スクールにて容認できる内容であること。
  - 3) その他受講案内等に定められた条件を満たすこと。

### (拒否事由)

第2条 当スクールは、次に定める事由のいずれかが認められるときは、申し込みをお断りし、又は申し込みの承諾を取り消すことがあります。

- 1) 前条1項及び2項各号に掲げる要件を満たさず、又は満たさないことが判明したとき。
- 2) 無人航空機操縦者技能証明等の受講者が16歳未満の場合、又は16歳以上の未成年且つ、保護者の承認を得ていない場合。（保護者の承認を受けている場合、受講可）
- 3) 法第百三十二条の四十六第一項ただし書（第一号から第三号までにかかる部分を除く。以下この項において同じ。）の規定により技能証明を拒否された日から起算して一年を経過していない者若しくは同項ただし書の規定により技能証明を保留されている者又は同条第三項の規定により技能証明を取り消された日から起算して一年を経過していない者若しくは同項の規定により技能証明の効力を停止されている者。
- 4) 法第百三十二条の五十三（第一号から第三号までにかかる部分を除く。）の規定により技能証明を取り消された日から起算して二年を経過していない者又は同条の規定により技能証明の効力を停止されている者。
- 5) 法第百三十二条の四十九第二項の規定により、試験に関する不正行為に係のある者として定められた期間試験を受けさせないこととされている、当該期間が経過していない者。
- 6) 受講者が希望する講座の定員に受け入れ可能な余裕がない場合など、客観的に

役務の提供が不可能なとき。

- 7) 受講者が暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）であるとき、又は反社会的勢力と関係性を有するとき。
- 8) 自ら又は第三者を利用して次に定める事項に該当する行為を行っているとき。
  - (ア) 暴力的な要求行為
  - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (ウ) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (エ) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (オ) その他前各号に準ずる行為
- 9) 偽名又は他人名義で受講申し込みが行われたとき。
- 10) 申し込み書類に不備、虚偽記載があった場合。
- 11) 受講者が飲酒状態のとき。（航空法により禁止）
- 12) 当スクール所定の期日までに、次条に記載された受講料・諸費用を支払わなかったとき。
- 13) 受講者に、ドローンに関する航空法、電波法、民法等の各種法令および公的機関の定める各種安全ガイドラインの遵守を期待することができないと当スクールが判断したとき。
  
- 14) 左右の目の視力が両目で 0.7 以上、且つ片目で 0.3 以上（矯正可）であること、又は片目の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上の条件を満たさない場合。
- 15) 赤・青・黄色の三原色が識別できないと判断した場合。
- 16) 日常会話の聞き取りができないと判断した場合。
- 17) その他ドローン操縦に支障を及ぼす身体障害があると判断した場合。
- 18) その他、本約款に違反したとき。

（料金・諸費用）

- 第 3 条 受講者は、事前決済の場合は受講契約による講座（以下「本講座」という）を受講する 10 日前までに料金表に従った受講料を指定口座もしくは、クレジット決済にて支払うものとします。現地決済の場合は受講当日の 1 日目に支払うものとします。
- 1) 受講料にかかる、消費税及び振込手数料の費用は受講者のご負担となります。
  - 2) 受講に伴い発生する諸費用（交通費・宿泊費・食費などの実費）については、別途受講者のご負担となります。
  - 3) 当スクールにおいて受講料の支払いが本条の期限までに確認できない場合は、受講契約は失効するものとします。

(遵守事項及び確認事項)

第4条 受講者は、本講座を受講するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- 1) 受講者は、講座内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、受講者個人の私的利用の範囲内で使用すること。
  - 2) 本講座内容（本講座において配布されるいかなる資料（媒体を問わない）を含むが、これらに限らない）を理由の如何にかかわらず又はいかなる方法においても第三者に対して、公衆送信（自動公衆送信を含む）、頒布、販売、譲渡、貸与、使用許諾等を行わないこと。
  - 3) 本講座内において許可なく写真撮影、録音、録画を行わないこと。
  - 4) 当スクール及び本講座の講師等の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと。
  - 5) 本講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい若しくは理解できない部分があったとしても、その原因の如何にかかわらず、当スクール及び本講座の講師等に一切の責任を求めないこと。
  - 6) 本講座の内容において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当スクール及び講師等に一切の責任を求めないこと。
2. 受講者が本講座の受講を開始する又は受講中に精神的に不安定な状態であり又は精神科・神経科に通院している又ははじめた場合、若しくはカウンセリング等に通っている場合は、必ず担当医師、又はカウンセラーに相談の上、本講座に参加又は本講座への参加を続行するか否かを自己の責任において決定するものとします。その決定の結果について当スクールは一切の責任を負いません。
3. 当スクールは受講者に対し、本講座の受講が受講者の事業等における成果等を何ら保障するものではなく、又、受講者の行う事業等に関して、理由の如何を問わず、何ら一切の責任を負いません。

(休業日・受講時間)

第5条 当スクールの休業日及び受講時間については、当スクールが別に定めるところによるものとします。なお、当スクールの都合により臨時に変更する場合があります。

(講座のキャンセルポリシー)

第6条 受講のお申し込み後やむを得ない理由によりキャンセルされる場合は、事務局までご連絡ください。キャンセルポリシーに基づきキャンセル料が発生いたしますので、お申し込み前に必ずご確認ください。

事務局

電話：0436-26-6623(平日 10：00～17：00)

1) キャンルポリシー

キャンセル料

- ・受講日 10 日前 0:00 以前：キャンセル料なし
- ・受講日 9 日前 0:00～3 日前 0:00：受講料の 30%の金額
- ・受講日 2 日前 0:00～前日 0:00：受講料の 50%の金額
- ・受講日当日：受講料の 100%の金額

2) 日程変更の手数料

- ・受講日 10 日前 0:00～当日：手数料 44,000 円/人が発生します。

上記の日程期間は如何なる理由においても日程変更の手数料を請求させていただきます。

- 3) 上記のキャンセル料を受講料より差し引いた金額を受講者の指定口座に返金いたします。また、現地決済を選択された場合は後日、キャンセル料を請求させていただきます。なお、返金の際の振込手数料等は受講者のご負担といたします。

2. 受講者が日程変更を依頼する場合、当スクールと日程調整のうえ未受講講座を振り替えて受講（以下「振替受講」という）することができるものとします（この場合、前項 2 号の日程変更の手数料は返金しないものとします。）。なお、受講者が振替受講を希望する場合、キャンセル日と振替受講日を事務局に申請することが必要です。

（当スクールによる解除）

第 7 条 当スクールは開講後であっても、受講者に第 2 条各号のいずれかに該当する事由が認められ、改善を求めたにもかかわらず改善のない場合は、当該受講者に対して役務の提供を停止し、又は契約を解除することができます。この場合、当該停止期間中の受講料又は契約解除に伴う受講料の返還はおこなわず、当スクールが被った損害がある場合は第 12 条に基づき賠償していただくものとします。

（講座の中止・中断及び変更）

第 8 条 当スクール都合により本講座の開催日時を変更または中止する場合は、講師の急病などやむを得ない場合を除き、原則として開催の 5 日前までに事務局よりメールまたは電話にてご連絡します。その際、改めて参加の有無のご希望を確認させていただき、参加いただけない場合は受講料を全額返金いたします。

（免責事項）

第 9 条 当スクールは受講者の以下の事項について、一切責任は負いません。

- 1) 携帯品の紛失、盗難、滅失又は損傷等の事故。

- 2) 当スクールにおける施設内の盗難又は損傷等の事故。
- 3) 受講者又は他の受講者の故意又は不注意によって生じた負傷および損害。
- 4) 当スクールスタッフの指示および本約款に従わなかったことによって生じた事故による負傷および損害。
- 5) 戦争、暴動、自然災害、交通機関の遅延又は不通等の不可抗力により役務の提供、遅延、変更、中断、その他授業に関連して発生した障害。
- 6) 受講者同士のトラブル。

(危険防止・事故防止)

第 10 条 当スクールでは受講者が安全に練習して頂けるように、受講者は必ず当スクールスタッフの指示に従って行動頂くとともに、受講者に対し次に定める事項を禁止しています。

- 1) 指定練習場以外でのドローンフライト。
- 2) 指定練習場でのスタッフの立会いのない状態でのドローンフライト。
- 3) 立ち入り禁止区域への立ち入り。
- 4) 指定場所以外での喫煙、歩きながらの喫煙。

(強風、雷、異常気象時の注意事項)

第 11 条 強風、雷、異常気象時の際は、屋外でのフライトを中断し、後日延期の可能性があり、受講者は当スクールの指示に従うものとします。

(損害賠償)

第 12 条 受講者が、故意又は過失により当スクールの施設、設備に損害を与えたときは、受講者にその損害を賠償して頂きます。

- 1) 受講者が、本講座に起因又は関連して当社に対して損害を与えた場合、受講者は一切の損害を賠償するものとします。
- 2) 本講座に起因して又は関連して、受講者と他の受講者、その他第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

(持ち込み品の禁止)

第 13 条 当スクールへは、次に定める物品の持込をお断りします。

- 1) 異臭または騒音を発生するもの
- 2) 銃砲刀剣類
- 3) 発火または爆発の恐れのあるもの
- 4) 受講者が所持しているドローン

5) その他、他人に迷惑を及ぼす物品

(著作物等)

第 14 条 本講座の受講において受領したテキスト等の著作物（以下「本著作物等」という）に関する著作権及びその他知的財産権は当社及び JUIDA（一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会 以下、「JUIDA」という）又は当社の指定する第三者に帰属し、当社及び JUIDA の事前承諾を得ずに、これらの侵害する次の各号に定める行為を行うことを禁じます。

- 1) 本著作物等及びその内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイト又は SNS 等に掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為。
- 2) 本著作物等及びその内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為。
- 3) 私的利用の範囲を超えて本著作物等を複製又は改変等して第三者に配布し又は譲渡し若しくは貸与、使用許諾をする行為。
- 4) その他、本著作物等の著作物及び知的財産権の一切を侵害する行為。

(修了試験)

第 15 条 当スクールのカリキュラムを終えた受講者は、当スクールが定める修了試験を受講することができ、修了試験において当該受講者の能力が修了条件に満たすと認めた場合は当該受講者に対し修了証明書を授与します。

(個人情報の取り扱いについて)

第 16 条 当スクールの運用に伴い知りえた受講者の個人情報に関しては、原則、以下の目的にのみ利用します。

- 1) 受講生のご本人確認
- 2) ご請求関係書類の送付
- 3) 本スクールの運用に関し付随する事務連絡の一切
- 4) 受講者に対するサービス、アフターサービスの案内、特典付与、情報提供を行う場合
- 5) 受講者の照会を受けた内容に回答するため
- 6) 本契約に際し当スクールが収集した個人情報に関しては、第三者（官公庁・法人等各機関への法令及びガイドライン等で届出又は情報提供を求められた場合等は除きます。）への提供は行いません。

(協議事項)

第 17 条 本約款の定めがない事項または疑義のある事項については、双方協議のうえ決定

します。

(管轄裁判所)

第 18 条 本約款に関する紛争の管轄裁判所は、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とします。

(約款の変更)

第 19 条 本約款は事情により告知なしに変更されることがあり、受講者は変更に対し、異議を述べないものとします。

2023 年 04 月 01 日 制定